

第 10 章 シンガポール

1. 政府生成AI関連規制に係る当局の位置づけ及びその概要

(1). 生成AI規制に係る当局の概要

① 競争・消費者委員会 (Competition and Consumer Commission of Singapore CCCS)⁴³⁹

CCCS は、2005 年に設立された法定機関であり、もともとは競争法の執行を目的として設置された。設置の背景としては、シンガポール国内における公正な市場競争の維持と、企業間のカルテル行為や独占的慣行を排除する必要性が挙げられる⁴⁴⁰。その後、消費者保護（公正取引）法（Consumer Protection (Fair Trading) Act : CPFTA）⁴⁴¹の施行に伴い、消費者保護業務も統合された。

CCCS の役割は、企業の反競争的行為及び不公正な取引慣行に対する監視・取締りを通じ、消費者及び事業者双方の信頼の醸成を図ることである。具体的な活動目的は、公正な市場環境の形成を通して経済全体の効率性向上に寄与することであり、そのための機能としては、カルテル行為の摘発、合併審査、独占的行為の是正、並びに市場における不当な取引手法の監視や改善指導が含まれる。

また、CCCS は国内外の政策立案に対し助言を行い、競争政策及び消費者保護政策の両立を図るため、各種調査や報告書の作成、ステークホルダーとの対話を積極的に推進している。

② 情報通信メディア開発庁 (Infocomm Media Development Authority : IMDA)⁴⁴²

IMDA は、メディア業界における競争と消費者保護のために、2016 年情報通信メディア開発法（Info-communications Media Development Authority Act 2016）⁴⁴³に基づき発足した法定機関である。設置背景としては、ICT 及びメディア産業の急速な発展に伴い、技術革新と利用者保護の両立を図る必要性が高まった点がある。

IMDA の役割は、電気通信及びメディア業界における規制・振興を担うとともに、デジタル経済の発展を促進することである。特に、生成 AI を含む新たなデジタル技術に関しては、責任ある AI ガバナンスの推進⁴⁴⁴を通じ、企業のイノベーション促進と消費者の安全確保の両立を実現することを活動目的としている。

IMDA の機能には、ライセンス発給、業界ガイドラインの策定、サービス品質や料金の監視、並びに AI 技術に対する評価ツールの開発と提供が含まれ、これにより企業と消費者の双方が安心してデジタル技術を活用できる環境を整備している。最近では大規模言語モデル(LLM)など生成 AI の信頼

⁴³⁹ <https://www.cccs.gov.sg/>

⁴⁴⁰ <https://www.cccs.gov.sg/about-cccs>

⁴⁴¹ 条文 : <https://sso.agc.gov.sg/act/cpfta2003>

⁴⁴² <https://www.imda.gov.sg/>

⁴⁴³ <https://sso.agc.gov.sg/act/imdaa2016>

⁴⁴⁴ <https://www.imda.gov.sg/resources/blog/blog-articles/2024/04/responsible-ai-boosts-consumer-trust-and-business-growth-in-singapore>

性評価のため、産官学のグローバル連携による「生成 AI 評価サンドボックス⁴⁴⁵」を創設し、標準的な評価指標カタログの策定や具体的ユースケースでの検証を進めている。

(2). 当局の位置づけ

① CCCS

貿易産業省（MTI : Ministry of Trade and Industry）⁴⁴⁶の主管下に位置しており、国家全体の競争政策及び消費者保護政策の実施を担っている。委員長を筆頭とする複数の委員（委員会メンバー）による合議制を採用しており、内部には法務、執行、経済政策、データ分析などの専門部門が編成されている⁴⁴⁷。委員会全体が主要な意思決定機関として機能し、重要案件については委員長の統率のもと、各委員の合議により審査・判断が行われる。さらに、政策提言に関しては、MTI との連携を通じた協議体制が整備されている。

② IMDA

IMDA は、デジタル開発・情報省（Ministry of Digital Development and Information : MDDI）⁴⁴⁸の傘下に位置する法定機関として、シンガポールのデジタル政策全般を担う主要機関である。MCI の指導のもと、情報通信、メディア、デジタル経済に関する政策の企画・実施を統括する。IMDA は、会長及び最高経営責任者（Chief Executive）を頂点とし、理事会（Board）を設置して戦略方針及び重要事項を審議する⁴⁴⁹。内部には、通信規制、メディア開発、データ保護、AI ガバナンスなど、各専門分野ごとに部門が編成されている。理事会及び経営陣が主要な意思決定機関として機能し、新技術領域に関する政策策定や評価基準の整備については、内部の専門部門と連携し、MCI 大臣の承認を得た上で施策が実施される。

(3). 関連省庁・機関の概要

① 個人情報保護委員会（Personal Data Protection Commission : PDPC）⁴⁵⁰

PDPC は、2013 年 1 月に個人情報保護法（Personal Data Protection Act : PDPA）⁴⁵¹の執行機関として設置された。設置背景としては、デジタル経済の急速な発展に伴い、企業による個人データの収集・利用が拡大したことから、消費者の個人情報に不適切に取り扱われるリスクを排除する必要性があった点にある。

PDPC の役割は、PDPA の規定に基づき、個人情報の適正な取扱いを確保することである。具体的な

⁴⁴⁵ <https://www.imda.gov.sg/resources/press-releases-factsheets-and-speeches/press-releases/2023/generative-ai-evaluation-sandbox>

⁴⁴⁶ <https://www.mti.gov.sg/>

⁴⁴⁷ <https://www.cccs.gov.sg/about-cccs/organisation-structure/commission-members>

⁴⁴⁸ <https://www.mddi.gov.sg/>

⁴⁴⁹ <https://www.imda.gov.sg/about-imda/who-we-are/our-team/our-board-of-directors>

⁴⁵⁰ <https://www.pdpc.gov.sg/who-we-are/about-us>

⁴⁵¹ 条文 : <https://sso.agc.gov.sg/Act/PDPA2012>

活動目的は、企業と消費者の間に信頼されるデータ利用環境の整備にあり、これにより個人情報保護の徹底を図ることを目的としている。

PDPC の機能としては、企業向けのガイドライン策定と普及、個人からの苦情受付及び調査、法令違反に対する是正措置の執行、さらには新たな技術動向（生成 AI による個人情報利用⁴⁵²など）に対応するための助言及び指針の発出が挙げられる。

② 貿易産業省（Ministry of Trade and Industry : MTI）⁴⁵³

MTI は、シンガポール全体の市場競争政策及び消費者保護政策の主管官庁である。市場経済の発展とグローバル競争環境の中で、企業間の公正な競争と消費者保護を両立させる必要性から設置された。競争法及び消費者保護法の制定・改正、政策の企画立案、並びに CCCS を通じた法令執行の統括を担う。市場環境の監視、企業の取引慣行に関する調査、業界との協議、並びに政策提言を通して、消費者保護体制の強化に寄与している。法令施行の監督、関連各機関との連携調整、産業界に対する助言及び指導を実施する。

③ デジタル開発・情報省（Ministry of Digital Development and Information : MDDI）

⁴⁵⁴

MDDI は、情報通信及びデジタル技術分野における政策実施を担い、IMDA や PDPC を所管する中心的省庁である。ICT 技術の急速な普及とデジタル社会の進展に伴い、統合的な情報通信政策の必要性から設置された。国内外におけるデジタル技術の発展促進、消費者保護やプライバシー保護に関する政策の策定、並びに AI ガバナンスの推進を担う。各種ガイドラインの策定、デジタル市場における監視及び調整、並びに国家 AI 戦略の実施支援を行っている⁴⁵⁵。

④ 金融管理局（Ministry of Authority of Singapore : MAS）⁴⁵⁶

MAS は、シンガポールの中央銀行兼金融規制当局として、金融分野における消費者保護及び AI 技術の活用に関する施策を推進する。金融市場の健全性及び金融消費者の保護を目的として、従来から強固な規制体制のもと設置された。金融機関に対する監督、AI やデジタル技術の活用に関するガイドラインの策定、並びにリスク管理体制の整備を担う⁴⁵⁷。

⑤ AIとデータの倫理的利用に関する諮問委員会（Advisory Council on the Ethical Use of AI and Data）

⁴⁵² <https://www.pdpc.gov.sg/guidelines-and-consultation/2024/02/advisory-guidelines-on-use-of-personal-data-in-ai-recommendation-and-decision-systems>

⁴⁵³ <https://www.mti.gov.sg/>

⁴⁵⁴ <https://www.mddi.gov.sg/who-we-are/agencies/>

⁴⁵⁵ <https://www.mddi.gov.sg/media-centre/press-releases/ai-initiatives-launched-to-uplift-sg-economic-potential/>

⁴⁵⁶ <https://www.mas.gov.sg/>

⁴⁵⁷ <https://www.mas.gov.sg/news/media-releases/2023/mas-partners-industry-to-develop-generative-ai-risk-framework-for-the-financial-sector>

本諮問委員会は、通信情報省の指導のもと、2018 年頃から設置され、急速に進展する AI 技術及びデータ利用に伴う倫理的課題に対して専門的な助言を行う機関である⁴⁵⁸。デジタル技術の普及に伴い、AI 及びデータの利用が消費者の生活に直接影響を及ぼすとの認識の下、専門家の知見を政策に反映させるため設置された⁴⁵⁹。企業や政府機関が採用する AI システムの透明性、公平性、説明責任の確保に関する評価指標やガイドラインの策定に対し、専門家の立場から助言を行う。

⑥ シンガポール消費者協会（Consumers Association of Singapore : CASE）⁴⁶⁰

CASE はシンガポールにおける代表的な消費者 NGO であり、1971 年に設立されて以来、消費者の利益擁護と公正な市場実現のため活動している非営利団体である。府機関ではないものの、消費者苦情処理と事業者への監視・是正働きかけにおいて公式な役割を与えられており、消費者保護（公正取引）法に基づき、シンガポールにおける消費者からの苦情の第一窓口は CASE と定められている。

⁴⁵⁸ <https://www.pdpc.gov.sg/help-and-resources/2020/01/model-ai-governance-framework>

⁴⁵⁹ 同上

⁴⁶⁰ <https://www.case.org.sg/>

2. 消費者保護に関する生成 AI に関連する法規及びその所管状況や基本計画等

(1). 関連法令

① 消費者保護（公正取引）法（Consumer Protection (Fair Trading) Act : CPFTA）⁴⁶¹

消費者保護（公正取引）法は、シンガポールにおける消費者保護の基本法令であり、2003 年 11 月に議会で可決され、2004 年 3 月 1 日に施行された⁴⁶²。本法は、消費者が事業者との取引において不公正な慣行にさらされることを防止するために制定されたものであり、法令自体は技術中立的な性格を有しているため、生成 AI によって作成された広告やチャットボットによる発言など、消費者に誤解を与える可能性がある情報にも適用される。

本法は、専管的に貿易産業省（MTI）の所管下にある法定機関、すなわち競争・消費者委員会（CCCS）により執行される。

目的は、公正な取引環境を維持し、消費者の利益を保護するとともに、企業間の健全な競争を促進する点にある。具体的な機能としては、企業による虚偽や誤解を招く表示、不当な勧誘行為、ぎまんな広告など不公正な取引慣行の監視・摘発が挙げられる。

適用範囲は、国内のすべての商業取引に及び、特にデジタル市場やオンライン取引においては、生成 AI が生み出すコンテンツが不当な消費者誘導として問題視される場合に、その内容が本法の規制対象となる。

② 個人情報保護法（Personal Data Protection Act 2012 : PDPA）⁴⁶³

個人情報保護法は、シンガポールにおける個人情報の保護を目的として制定された包括的な法律であり、2012 年 10 月に制定され、主要条項は 2014 年 7 月に施行された⁴⁶⁴。本法は、企業などが個人情報を収集・利用・提供する際のルールを定め、個人のプライバシー権とデータ活用の両立を図るものである。

本法は、デジタル開発・情報省（MDDI）の所管下にある情報通信メディア開発庁（Infocomm Media Development Authority : IMDA）⁴⁶⁵内に設置された個人情報保護委員会（Personal Data Protection Commission : PDPC）によって専管されている。

目的は、個人情報の不正利用を防止し、企業と消費者との間に信頼されるデータ利用環境を構築することである。具体的な機能として、企業に対するガイドラインの策定と普及、苦情受付及び調査、違反行為に対する是正措置の実施が含まれる。

適用範囲は、シンガポール国内のすべての事業者に及び、生成 AI の分野では、AI モデルの訓練や運用にあたって個人情報を利用する場合、透明性や同意取得、目的外利用の禁止といった義務が課さ

⁴⁶¹ 条文 : <https://sso.agc.gov.sg/act/cpfta2003>

⁴⁶² 同上

⁴⁶³ 条文 : <https://sso.agc.gov.sg/Act/PDPA2012>

⁴⁶⁴ 同上

⁴⁶⁵ 脚注 442 を参照

れる。2024 年 3 月には PDPC により「AI レコメンデーション及び意思決定システムにおける個人データ利用に関するガイドライン（Advisory Guidelines on use of Personal Data in AI Recommendation and Decision Systems）」⁴⁶⁶が策定され、PDPA の適用範囲を明確化された⁴⁶⁷。

③ モデルAIガバナンス・フレームワーク（生成AI版）（Model AI Governance Framework for Generative AI）⁴⁶⁸

シンガポール政府は、AI 技術の倫理的かつ責任ある利用を促進するため、2019 年に「Model AI Governance Framework」を策定し、2020 年に改訂を行った⁴⁶⁹。さらに、生成 AI 特有のリスクに対応するため、2024 年には生成 AI 版の草案が公表された⁴⁷⁰。当該枠組みは法令ではなく、企業に対する推奨指針として位置づけられているが、政府及び関連省庁の強い後ろ盾のもと、実質的に業界標準として機能している。

所管は情報通信メディア開発庁及び個人情報保護委員会であり、共管的な性質を有する。概要としては、AI システムの透明性、公平性、説明責任の確保を目的とし、企業が内部で実施すべきリスク評価、運用体制の整備、第三者による検証などの具体的な運用手法を示している。

適用範囲は、全ての AI システムに広く及ぶが、特に生成 AI が生み出すコンテンツの不透明性、誤情報拡散、著作権侵害などのリスクに対して重点的な留意がなされる。生成 AI に関して特に重要なポイントは、出力内容の信頼性や根拠の不透明性に対処するため、企業が定期的な内部監査及び外部検証を実施することを推奨している点である。

（2）. 基本計画の概要

政府はまず現在ある法制度の中で生成 AI に対処する方針を示している。通信情報相は 2024 年の委員会で、PDPA（個人情報保護法）の AI への適用を明確化する計画について言及し⁴⁷¹、「Advisory Guidelines on use of Personal Data in AI Recommendation and Decision Systems」の策定を発表した。さらに生成 AI の訓練データへの個人情報保護指針についても今後検討を進める予定であり、新たな法改正に頼らずとも既存法の枠組みで保護可能な領域を拡大・補強していく方針である。

シンガポールは従来から AI のガバナンスで世界的に先導的な役割を果たしてきたが、生成 AI に特有の問題にも積極的に取り組む計画である。2023 年 10 月には IMDA と AI Verify Foundation（政府

⁴⁶⁶ <https://www.pdpc.gov.sg/-/media/files/pdpc/pdf-files/advisory-guidelines/advisory-guidelines-on-the-use-of-personal-data-in-ai-recommendation-and-decision-systems.pdf>

⁴⁶⁷ <https://www.pdpc.gov.sg/guidelines-and-consultation/2024/02/advisory-guidelines-on-use-of-personal-data-in-ai-recommendation-and-decision-systems>

⁴⁶⁸ <https://aiverifyfoundation.sg/resources/mgf-gen-ai/#proposed-model-governance-framework-for-generative-ai>

⁴⁶⁹ <https://www.imda.gov.sg/resources/press-releases-factsheets-and-speeches/press-releases/2024/public-consult-model-ai-governance-framework-genai>

⁴⁷⁰ 同上

⁴⁷¹ <https://www.csa.gov.sg/news-events/speeches/speech-by-minister-for-communications-and-information--josephine-teo--at-the-committee-of-supply-debate-on-1-march-2024>

主導で設立されたグローバルコミュニティ）が「生成 AI 評価サンドボックス⁴⁷²」を立ち上げた。このサンドボックスには 10 以上の国際的企業・機関が参加し、大規模言語モデル（LLM）の信頼性評価基準を共同で開発している。具体的には、生成 AI の安全性・正確性を評価するためのベンチマーク手法をカタログ化し、モデルの評価項目やテスト方法を国際的に共有することを目指している⁴⁷³。政府はこうした技術的標準づくりを支援することで、将来の規制や認証制度の基盤を築こうとしている。また、2024 年 1 月には、前述のモデル AI ガバナンス・フレームワーク（生成 AI 版）（Model AI Governance Framework for Generative AI）案⁴⁷⁴を世界経済フォーラムの場で発表⁴⁷⁵し、国際協調の下で信頼できる生成 AI 開発を進める意図を示した。

分野ごとの監督当局も生成 AI への対応戦略を策定中である。特に金融セクターでは、MAS が「プロジェクト MindForge」という官民協働プロジェクトを 2023 年に開始し⁴⁷⁶、金融分野における生成 AI のリスク管理フレームワークを検討している。MAS は既に 2022 年に AI モデルリスク管理の実態調査を行い、2024 年初頭にレポート⁴⁷⁷を発表するなど、金融機関向けの詳細な良策事例を提示している。こうした取組は最終顧客である消費者の利益保護につながるものであり、金融分野の戦略として「責任ある AI の採用で顧客信頼を維持する」ことが位置づけられている。

政府の戦略には、規制のみならず技術開発と社会啓発も含まれる。MCI は科学技術庁（A*STAR）⁴⁷⁸などと協力し、ディープフェイク検知技術やコンテンツの透かし（ウォーターマーク）挿入といった技術的ガードレールの研究を進めている。これは、生成 AI による偽装コンテンツや詐欺情報から消費者を守るためのプロアクティブな対策である。また、企業や開発者に対しては AI ガイドラインの研修やツールの提供（AI Verify のオープンソース化⁴⁷⁹など）を進めている。これらソフト面の施策もロードマップ上重要な位置を占め、「安全で包摂的なデジタル社会の実現」という国家目標の一環として統合的に推進されている。

⁴⁷² <https://www.imda.gov.sg/resources/press-releases-factsheets-and-speeches/press-releases/2023/generative-ai-evaluation-sandbox>

⁴⁷³ 同上

⁴⁷⁴ 脚注 468 を参照

⁴⁷⁵ 脚注 471 を参照

⁴⁷⁶ <https://www.mas.gov.sg/schemes-and-initiatives/project-mindforge>

⁴⁷⁷ 『ARTIFICIAL INTELLIGENCE MODEL RISK MANAGEMENT』： <https://www.mas.gov.sg/-/media/mas-media-library/publications/monographs-or-information-paper/imd/2024/information-paper-on-ai-risk-management-final.pdf>

⁴⁷⁸ <https://www.a-star.edu.sg/>

⁴⁷⁹ 『AI for the Public Good For Singapore and the World』, 7P： <https://file.go.gov.sg/nais2023.pdf>

3. 消費者保護に関する生成AI関連規制を行う当局が政策立案の基礎としている事実・社会状況等と、それらを把握するための仕組み

(1). 政策立案の基礎とする事実・社会状況

① 生成AI技術の普及と社会的背景

2022 年末頃に公衆の関心を集めた大規模言語モデルの登場以降、急速に普及が進んでいる。シンガポールは国際的にもデジタル技術の導入度が高く、個人や企業がオンラインサービスを利用する頻度が大幅に増加していることが政府統計から示されている⁴⁸⁰。このような社会的環境の下で、生成 AI は企業や行政機関のみならず、一般消費者のレベルにおいても多岐にわたる用途で活用されており、生産性や利便性の向上に寄与していると認識されている⁴⁸¹。

② ディープフェイクや誤情報拡散などのリスク

生成 AI は大規模言語・画像モデルによって多様なコンテンツを自動生成できるため、従来の AI 技術と比較して誤情報やフェイクニュースの拡散が起りやすいと指摘されている⁴⁸²。ディープフェイク技術を悪用した詐欺や著名人の顔や声を無断使用したフェイク広告の事例が報告されており、シンガポール警察もオンライン詐欺が高度化する中で生成 AI の悪用を警戒している。また、政治家や著名人の映像を用いたフェイク広告が確認されたケースでは、ディープフェイク技術の脅威に対処する必要性が改めて強調され、政府は対策強化を繰り返し表明している⁴⁸³。

③ 政府・民間団体の取組状況

シンガポール政府は、生成 AI を活用したビジネスやサービスの拡大を推進する一方、社会全体での信頼維持を不可欠な要素と位置付けている。具体的には、ディープフェイク検知技術の研究支援や消費者向けオンラインリテラシー教育の拡充など、リスク軽減と恩恵の最大化を両立させる施策を展開している。消費者保護の分野では、シンガポール消費者協会が生成 AI 関連の苦情や不当表示を早期発見するための監視体制を強化しており、悪質な業者を把握した場合は競争・消費者委員会に通報する連携体制を整えている⁴⁸⁴。これらの取組は、生成 AI 時代における消費者保護体制の強化に資するものである。

(2). 事実・社会状況を把握するための仕組み

⁴⁸⁰ <https://www.singstat.gov.sg/publications/population/population-trends>

⁴⁸¹ <https://www.mddi.gov.sg/media-centre/speeches/parliamentary-motion-on-building-an-inclusive-and-safe-digital-society/>

⁴⁸² https://www.mddi.gov.sg/files/Speeches%202023/speech%20by%20minister%20josephine%20teo%20at%20atxai%20on%207%20jun%202023_revised.pdf

⁴⁸³ 同上

⁴⁸⁴ https://www.mddi.gov.sg/files/Speeches%202023/speech%20by%20minister%20josephine%20teo%20at%20atxai%20on%207%20jun%202023_revised.pdf

① パブリックコンサルテーションの実施

シンガポール政府は、生成 AI と消費者保護に関する新たなガイドラインや法改正を検討する際、情報通信メディア開発庁や個人情報保護委員会を中心にパブリックコンサルテーションを実施している⁴⁸⁵。企業、学術機関、消費者団体、一般市民から幅広く意見を集め、現場の課題や懸念事項を具体的に把握することで、より実効性の高い政策立案を行っている。

② 専門家会議・諮問委員会の設置

シンガポール政府は、AI とデータの倫理的利用に関する諮問委員会を 2018 年頃から運営しており、法務・技術・産業界の有識者が定期的に議論を行う場を設けている⁴⁸⁶。ここでは、生成 AI の技術的特性や国際事例、法的問題など、多角的な視点から検討が行われる。委員会の提言は情報通信メディア開発庁や個人情報保護委員会のガイドライン策定に反映される仕組みとなっており、政策立案における定性的なデータの補完として重要な役割を担っている。

③ 市場調査・モニタリング体制の強化

競争・消費者委員会には、デジタル市場の動向を専門的に調査する部局が置かれており、ウェブスクレイピングやデータ分析ツールを用いてオンライン取引の実態をリアルタイムで把握している⁴⁸⁷。生成 AI を活用したマーケティングや価格設定が行われる場合、そのアルゴリズムが不公正な取引慣行につながっていないかを検証するため、調査結果は政策担当部局と共有され、必要に応じて改善策や監視強化が講じられる。

④ 規制サンドボックスの活用

情報通信メディア開発庁は AI Verify などの評価ツールを開発し、生成 AI を含む AI システムの信頼性や公正性を検証する規制サンドボックスを運営している⁴⁸⁸。企業や研究機関が実証実験を行うことで、運用上のリスクや課題を早期に把握できる仕組みを整備しており、政府は得られたデータをもとにガイドラインや標準仕様の策定に反映している⁴⁸⁹。金融管理局⁴⁹⁰も同様の枠組みを提供し、金融分野での生成 AI 活用に伴うリスク管理指針を検証している。

⑤ 国際フォーラムへの参加と海外事例の調査

シンガポール政府は、OECD や GPA(Global Partnership on AI)などの国際フォーラムにも積極的に

⁴⁸⁵ <https://www.csa.gov.sg/news-events/speeches/speech-by-minister-for-communications-and-information--josephine-teo--at-the-committee-of-supply-debate-on-1-march-2024>

⁴⁸⁶ <https://www.pdpc.gov.sg/help-and-resources/2020/01/model-ai-governance-framework>

⁴⁸⁷ <https://www.cccs.gov.sg/>

⁴⁸⁸ <https://www.imda.gov.sg/resources/press-releases-factsheets-and-speeches/press-releases/2023/generative-ai-evaluation-sandbox>

⁴⁸⁹ <https://file.go.gov.sg/nais2023.pdf>

⁴⁹⁰ <https://www.mas.gov.sg/>

参加し、海外における AI ガバナンスの動向や実践事例を収集・分析している⁴⁹¹。これにより、国内の政策立案にあたっては世界的な潮流を踏まえた視点が組み込まれ、生成 AI に関する国際的なスタンダードや合意形成にも寄与する方針が示されている。

⁴⁹¹ <https://www.csa.gov.sg/news-events/speeches/speech-by-minister-for-communications-and-information--josephine-teo--at-the-committee-of-supply-debate-on-1-march-2024>

4. 消費者保護に関する生成AIの最近の動き

(1). 民間企業における生成AI活用の取組

① 金融業界における活用と消費者保護

シンガポール金融管理局主導のコンソーシアムは「Project MindForge」を通じて、金融分野における生成AIのリスク管理枠組みを策定した⁴⁹²。MASは生成AIについて「業務効率の改善や個々の顧客体験の向上、新たなコンテンツや商品アイデアの創出に資する一方で、サイバー犯罪の高度化や著作権侵害、データリスクやバイアスといったリスクも伴う」と指摘している。この枠組みでは説明責任、モニタリング、公平性、法規制順守、倫理、サイバーセキュリティなどの7つのリスク次元が定義され、金融機関が生成AIを安全に活用する指針となっている。

② EC業界における活用と消費者保護

オンライン通販企業はチャットボットによる顧客問合せ対応や、レビュー要約の自動生成などで顧客利便性向上を図っている。しかしその反面、AIを悪用したフェイクレビューやフェイクニュースが消費者被害につながるリスクも顕在化している⁴⁹³。競争消費者委員会は実際にフェイクレビューを調査し、対象の企業へ是正を勧告した事例がある⁴⁹⁴。EC企業各社は規制当局の動きに適応し、自社プラットフォーム上の不正出品やレビュー操作を検知・排除するためにAIを用いた監視システムの導入を進めている。競争消費者委員会自身もAI市場の動向を注視しており、アルゴリズムによる価格操作など競争・消費者への新たなリスクについて研究・監視を強化している⁴⁹⁵。

(2). 政府機関における生成AI活用の取組

① オンライン詐欺対策システムの導入

シンガポール政府は、消費者が被害に遭わないよう、生成AI技術を活用した詐欺対策システムを早期に導入している。内務省及び政府技術庁は、AIを駆使して不正なウェブサイトやフィッシング詐欺の兆候をリアルタイムで検知する詐欺分析・戦術介入システム（SATIS）を構築した。SATISは、数十万件に及ぶオンラインコンテンツの自動解析を行い、疑わしいサイトを迅速に特定、ブロックする仕組みであり、2024年までに多数の不正サイトが遮断され、消費者被害の低減に寄与している⁴⁹⁶。これにより、政府は従来の人手による監視を超えた高度なデジタル監視体制を確立し、生成AIを悪用した詐欺の防止に成功している。

② デジタルリテラシー向上施策

⁴⁹² <https://hmoph.com/mas-partners-industry-to-develop-generative-ai-risk-framework-for-the-financial-sector/>

⁴⁹³ <https://www.tech.gov.sg/media/technews/ai-scams-are-everywhere-so-heres-how-you-can-outsmart-them/>

⁴⁹⁴ https://www.globalcompliancenews.com/2024/07/04/https-insightplus-bakermckenzie-com-bm-consumer-goods-retail_1-singapore-cccs-issues-warning-to-furniture-retailer-for-posting-fake-five-star-reviews_06242024/

⁴⁹⁵ <https://competitionlawinsights.twobirds.com/post/102jd5y/singapore-cccs-note-on-ai-data-and-competition>

⁴⁹⁶ 脚注 493 を参照

消費者自らが生成 AI の悪用や誤情報に対処できるよう、政府はデジタルリテラシー向上のための教育施策も積極的に展開している。国家詐欺啓発オフィス（SPEO）やサイバーセキュリティ庁（CSA）は、オンライン上での詐欺やディープフェイクに関するリスクを国民に啓発するためのキャンペーンやセミナーを実施している⁴⁹⁷。これらのプログラムでは、生成 AI を用いた詐欺事例や、実際に被害に遭った事例の具体的な解説、対策方法が分かりやすく提示され、国民の知識向上に努めている。特に高齢者やデジタル技術に不慣れな層に対しては、地域コミュニティや市民センターを通じた直接教育も実施され、オンライン詐欺防止のための注意点が広く伝えられている。

③ 行政サービスにおける生成AIの活用

政府技術庁が運用する仮想知能チャットアシスタント「VICA」は、各省庁の問合せ窓口として広く利用されている。VICA は自然言語生成技術を搭載し、消費者や市民からの質問に対して迅速かつ正確な回答を自動生成する機能を持つ。これにより、従来は窓口で対応されていた問合せ業務が効率化され、国民は 24 時間いつでも必要な情報を得ることが可能となっている。さらに、VICA はその応答内容が政府の正式なガイドラインや最新の政策情報に基づいて更新される仕組みが整えられており、正確性と透明性が確保されている⁴⁹⁸。

⁴⁹⁷ <https://www.imda.gov.sg/resources/blog/blog-articles/2024/07/3-things-sg-do-to-take-action-against-deepfakes>

⁴⁹⁸ <https://www.tech.gov.sg/products-and-services/for-government-agencies/productivity-and-marketing/vica/>